

第七十八号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例  
 江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
 別表三（一）の表小松川千本桜の項の次に次のように加える。

東部交通公園	東部交通公園駐車場	江戸川区江戸川二丁目三四番地三二
--------	-----------	------------------

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

平成三十一年四月に開設予定の東部交通公園の駐車場について、使用料の規定を加える必要があるので、本案を提出いたします。